

広報萩
5月号掲載
(令和8年度)

PSマークを知っていますか？

PS マークは、**Product Safety（製品安全）**の略です。

電気製品やガス機器などの製品の欠陥に起因する事故の発生の恐れが高い製品について、国が定める安全に関する技術基準を満たしていることを示すマークです。

PSマークの種類は、対象製品を指定する法律によって異なります。

それぞれに◇型と○型があり、◇型は事故発生の恐れが特に高い製品に表示されています。

対象製品にもかかわらずマークがない場合、国内での販売が禁じられています。

また、令和7年12月25日から、乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）に対する新たな規制が始まりました。

乳幼児用ベッドに加えて、3歳未満向けのおもちゃについても、安全基準を満たしたことを示す「**子供PSCマーク**」の表示が義務化となりました。

PSマークの種類

消費生活用製品安全法（PSC マーク）



対象：圧力鍋
使い捨てライター等

電気用品安全法（PSE マーク）



対象：モバイルバッテリー等

※その他：PSTG マーク・PSLPG マーク

確認事項

- ①対象製品についてPSマークの表示があるか。
- ②販売・製造会社の連絡先が記載されているか。
- ③取扱説明書など、使用上の注意事項等が示されているか。

